

平成23年2月9日

於 教育委員会室

平成23年2月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成23年2月大和市教育委員会定例会

○平成23年2月9日（水曜日）

○出席委員（5名）

1番	委員長職務代理者	森山寛
2番	委員	石川創一
3番	教育長	滝澤正
4番	委員	篠田優里
5番	委員長	青蔭文雄

○事務局出席者

教育部長	井上純一	こども部長	吉間一治
文化スポーツ部長	酒井克彦	教育総務課長	堀内一雄
学校教育課長	大澤一郎	保健給食課長	浜田和博
指導室長	西山誠一郎	教育研究所長	名取正
青少年相談室長	松岡路秀	こども・青少年課長	阿部通雄
文化振興課長	北島滋穂	生涯学習センター館長	西山正徳
図書館長	井上克彦	スポーツ課長	林武人

○書記

教育総務課 政策調整 担当係長	飛田幸人	教育総務課 政策調整 担当主任	坂本勝敏
-----------------------	------	-----------------------	------

○日 程

1 開 会

2 会議時間の決定

3 前会会議録の承認

4 会議録署名委員の決定

5 教育長の報告

6 議 事

日程第 1（議案第3号）

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第 2（議案第4号）

日程第 3（議案第5号）

日程第 4（議案第6号）

日程第 5（議案第7号）

平成22年度大和市教育費補正予算案について
平成23年度大和市教育費当初予算案について
児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携に係る協定について

7 その他

8 閉 会

開会 午前9時00分

○青 蔭
委員長

ただいまより、教育委員会2月定例会を開会します。

協議時間は、正午までとします。

前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。

今会の署名委員は、1番森山委員、2番石川委員、お願いします。

続きまして、教育長の報告をお願いします。

○滝 澤
教育長

前月定例会以降の動きとしては、7項目ほどございます。そのうちの4点について補足をさせていただきます。

1点目、県少年スポーツ指導者研究大会。1月23日の日曜日10時から、生涯学習センターで行われました。

これは、神奈川県の子少年スポーツに係わる指導者の方たちが研究会のため、大和市にお見えになりました。

上部団体である全国組織によって対応されたスポーツ指導者研修大会ということで、その中で、少年スポーツに携わる指導者、コーチの方達の研修として、子ども達の児童心理、発達心理、それから医学的な知識と、様々な視点から検証をして、子ども達の心身に即したスポーツの指導に努めていくということで、1日がかりの研修を行っておりました。

その中で大変驚いたのは、県の少年スポーツ組織である神奈川県スポーツ少年団協議会という団体があり、この協議会では、いじめの問題も取り組んでいただいているということでした。いじめの問題を、学校教育現場だけではなく、こういうスポーツの場でも指導に取り組んでいらっしゃるということでした。

いじめや、不登校の問題については、学校、家庭、地域、これらの取り組みの中でということがよくうたわれていますが、関係団体が主体的に取り組んでいらっしゃるということは、教育に携わる者としても大変力強いということで、感謝申し上げた次第です。

次に、4番目の学校保健研究協議会。これは、PTA、医師会、学校の教員、保護者といった方たちにお集まりいただいて開かれるもので、2月2日水曜日、14時30分から保健福祉センターで行われました。

ここでは、学校の教員や栄養士、養護教諭が全部で5つの部会を持っております。その中で養護教諭の部会では保健衛生の視点に立って研究をしておりますが、残りの4部会は、全て食育という視点に立った研究テーマを掲げておりました。

それほど、その食という部分から、人格形成や豊かな人間性に問題があるという危機意識を持っているという実態がこの協議会の中でも伺い

知ることができました。

大和東小学校で2月4日に行われた、ふれあい教育の研究発表会の中でも食育を取り上げて、学校給食をベースにしながら取り組んでいくということもありましたが、この協議会でも取り組んでおりました。

子どもの食を、食育という視点に立って、もう一度学校給食というのを見ていくということは大事な視点になってきているということを感じとして持ちました。

次に、6番目の県央教育事務所管内の教育長会議。2月7日、14時30分から県央教育事務所で行われました。

ここでは、22年度末の定年退職や勸奨退職者の実態、人事評価の様子、退職教員の再任用の問題等、様々な情報をいただきました。その中で、県央教育事務所管内には5市1町1村ございますが、その中で大和市の教員の再任用数が突出しております。他市に比べると大和市は大変多く、3倍や6倍という割合で定年退職を迎えられた教員を再任用しています。

退職教員が多くなると学校運営上問題も出てくるという部分もございますが、今のところ、来年度に向けては新採用の問題、それから再任用の教員方をうまく盛り立てながら、学校運営がスムーズにいくような体制づくりができておりますので、ご安心いただけたらと思います。実態として、数が多いということだけ申し上げておきたいと思います。

次に、7番目、本日19時から大和スポーツセンターにおいて、かながわ駅伝の結団式がございます。今回は選手の中に、2区を走ります五十嵐選手がいます。この方は専修大学の陸上部のキャプテンということで、今年の箱根駅伝では第2区を走り、いい成績を上げています。この選手が本市のチームの一員ということで、今年はいいい成績が期待できそうということです。

次回、結果をご報告できると思いますので、お知らせしておきます。

動きの中では以上です。

○青 蔭
委員長

ただいま教育長からご報告がございましたが、質疑はございますか。
篠田委員。

○篠 田
委 員

5番の大和東小学校で行われたふれあい教育研究発表会に参加させていただきました。学校給食を通して、それぞれの学年、学級に応じた、様々な視点からの発表を聞かせていただきまして、2点ほど気づいた点を述べさせていただきます。

1点目は、小さい子ども達は学校で聞いたり、学んだりしたことを素直に受けとめて、それを素直に発信してくれます。それによって、家族

で食育に関して話すきっかけとなったら、それもまた一つの成果ではないかと思いました。

もう一点目としては、単独調理校である学校の子ども達は栄養士さんの話を聞くことが日頃からあるのに対し、センター利用の子ども達はこういった授業がとても新鮮であることに気づき、市内の他の学校の子ども達にもこういった機会を与えていただけたらと強く願った1日でした。以上です。

○青 蔭
委員長

ただいま篠田委員の感想がございましたが、私もそれを感じました。

どうかお聞きになった児童が家庭へ帰って伝え、それをお母さんが真摯な気持ちで受けとめていただいで、食育に少しでも興味を持っていたければという意見でございます。

それから、単独校と受入校がございますが、どうかその辺も浜田課長、ひとつその辺も今委員からお話しございましたが、機会を設けるようにしていただければと思います。

○浜 田
保健給食
課 長

はい、そのあたりのところは、我々の課題でもあります。

○青 蔭
委員長

よろしく願いいたします。

滝澤教育長。

○滝 澤
教育長

今、篠田委員がおっしゃったとおりで、大変いい発表をしていただいたということと、子ども達が随分育っているという感じを受けました。

当日は教育委員にも出席していただいで、子どもの様子や研究会の様子も含め、参加していただきました。

○青 蔭
委員長

他の委員から、何かございますか。

森山委員。

○森 山
委 員

浜田課長に質問ですが、研究発表会の際に講演会をやられた大和クッキングスクールの方がいらっしゃいましたが、クッキングスクールと学校との関係というのは、どういう関係でしょうか。随分密接な関係があると思いましたが。

○浜 田
保健給食
課 長

食育のインストラクターという形で、学校にアプローチいただいでいます。例えば、今回であれば、最後にPRされていた「子どもの食のクッキング」がありますが、このヒントは、私どもの「夏休み親子料理教室」というのがありますが、以前ここに取材に来られました。

親子が料理をつくりながら、いろいろと栄養の話し合いもする。これはいいヒントであって、クッキングスクールでもこういう趣向をやりたいということで、取材を受けました。

また、FMやまとで「食育の時間」という放送時間があり、ご自身で

パーソナリティーを務めています。その中で、学校の食育の取り組みということで、単独校や調理場の栄養士、そして私どももゲストと呼ばれ、そこで学校での食育について取材があったので、そういう観点から学校に入って行っています。

また、昨年4月には食育カルタを寄贈いただいています。

桜丘小に小野教諭という栄養教諭が入ったこともあり、そのようないろいろな接点も持って、クッキングスクールがここまで及んできたというような経過がございます。

○森 山
委 員

学校では、得るのが難しい専門的な知識や、子どもに対して料理を教えることで、食育を推進するという意味では積極的な方で、活用のされ方によっては有意義だろうと思いました。

しかし、学校が正式にあのような格好で、お手伝いをいただいているとすると、そのクオリティーを教育委員会として少しウォッチしなければいけないと思います。

あのカルタはいいと思いますが、1つ気になったのは、例えば「ファーストフード」を「ファーストフード」と書いていますが、そうすると、子どもは「ファーストフード」だと思ってしまいます。そういった間違いもある。僕は全部を見たわけではありませんが、あのようなカルタを大々的に学校に配って生徒に利用させるとすれば、ある意味で教科書や指導要綱のように、ある種のクオリティーが保証されていないといけないと思います。その辺は、あれだけ深く入り込むとなると、現場任せにしない方がいいのかと思う面もありました。

余りギスギスとやることもないとは思いますが、つまらない間違いもあるのではないかと思います。

○青 蔭
委員長

浜田課長、何かご意見ございますか。

○浜 田
保健給食
課 長

今後、食育というキーワードの中で、学校に民間の方が入っていくところでは、子ども達への指導の仕方を含め、今後考えていかなければいけないと思っております。

クッキングスクールからは、教育の場に、例えば料理教室を入れられないかなど、いろいろな話もあるなど、課題は確かにありまして、そのあたりのところは、教育委員会の中でこれから話をしていかなければいけないことであります。

いろいろなことが言われているのは事実でございますので、その辺りのところは、整合をとりながら進めたいと思っています。

○青 蔭
委員長

どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時14分

再開 午前 9時15分

○青 蔭
委員長

再開します。

先ほどお話がございましたので、浜田課長、よく話を詰めていただければと思います。

○井 上
教育部長

確かに委員おっしゃるとおり、食育について、学校では正しいことを教えなければならないわけですから、我々の方で、そういうレベルの維持について、常に関心を向け、きちんと対応していきたいと思います。

○青 蔭
委員長

寄附があったものに対しては、非常に難しい面もあるかとは思いますが、子どもが誤って覚えてしまうといけませんので、少しチェックをしていただける形をとっていただければと思います。

ほかにございますか。

(「なし」の声)

○青 蔭
委員長

他にないようですので、教育長に対する質疑を終了いたします。

◎議 事

○青 蔭
委員長

それでは、議事に入ります。

日程第1 議案3号「大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。堀内教育総務課長。

○堀 内
教育総務
課 長

まず、現行規則第1条に趣旨、それから第2条に補助執行事務について規定されております。補助執行とは、地方自治法の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長部局など他の執行機関の職員に行わせるものです。

例えば、現行規則の上から2つ目の囲みのところがスポーツに関するものでございますが、右側を見ますと、文化スポーツ部長及びスポーツ課の職員とあり、この職員に教育委員会に属する権限の事務を行わせるというものです。

それでは、今回の規則改正についてご説明させていただきます。

今回の改正理由は、大きく2点ございます。まず、1点目ですが、9月議会で可決した大和市下鶴間ふるさと館条例の改正によりまして、下鶴間ふるさと館の管理運営を指定管理から直営に変更することに伴いま

して、別表1及び別表3の文言の整理をするものでございます。

新旧対照表をご覧ください。まず、現行1番、「文化財保護に関する
こと」ですが、具体的な文言に改めまして、「文化財の収集、保存、調
査研究、活用及び普及啓発に関すること」とするものです。

次に、現行の3番目ですが、「下鶴間ふるさと館に関すること」とあ
りますが、ふるさと館がつる舞の里歴史資料館と同様に直営になること
から、つる舞の里歴史資料館と列記して記載するものです。

改正案では、最初に文化財保護の関係があります。その下に、つる舞
の里の関係がありますが、そちらと一緒に合わせて列記するものです。

次に、2の地域における歴史資料です。下鶴間ふるさと館では資料収
集及び調査研究を行わないことから、つる舞の里歴史資料館に限定し
て、2番では「つる舞の里歴史資料館における資料の収集」と具体的に
入れるものです。

次に、3、「収集した資料の保管に関すること」、それからその下の
4の「資料の展示及び郷土文化の向上のための啓発活動に関するこ
と」、これにつきましては両館で行うことから、文言の整理をし、一つ
にまとめました。

改正理由のもう一点ですが、スポーツ課と生涯学習センターに関する
ところで、現行3番のスポーツ開放、それからその下の4番の生涯学習
センター、学校施設の開放等に関する使用料の減免の関係ですが、これ
らは、教育委員会の権限ではなく、市長の権限に当たりますので、この
補助執行に関する規則の別表の3の決裁区分から削除するものです。

最後に、附則として、この改正につきましては、23年4月1日から
施行するものとする。ただし、減免の規定につきましては、公布の日か
ら施行するというように規定しているものであります。

最後に資料があります。これは、教育委員会の権限に属する事務の補
助執行については、地方自治法の規定に基づきまして、市長と事前に協
議することとなっておりますので、市長から同意をいただいた回答文書
でございます。以上です。

○青 蔭
委員長

ただいま細部説明ございましたが、何かご質問はございますか。
森山委員。

○森 山
委 員

本日提案されたことについて特に意見はありませんが、この補助執行
業務が、私は余りにも多くなり過ぎていて、大変わかりにくく、かつ不
合理、不効率ではないかと思えます。二重管理のような格好になっている
わけで、「これらを市長部局でやる」ということになっていながら、
「教育委員会の了解も得なければいけない」といったような大変中途半

端な格好になり過ぎていてわかりにくいし、我々教育委員をやっているも、どの程度我々が責任を持っていろいろなことを関わらなければいけないのかと戸惑いがあります。

これについては、簡単に教育委員会だけで何かできるという問題でないということはわかっておりますが、補助執行の中でも証明書を出すとか、人事だとか、そのような共通的に市全体の事務をやっているような事柄を除いたスポーツや文化、生涯学習といったようなことまでが補助執行というような格好になっているわけで、少し整理をして欲しいという希望です。すぐできるものかどうかはわかりませんが、恐らくやっている皆さんも市民の皆さんも補助執行は非常にわかりにくいと思います。希望であります、少し考えてみていただけませんか。

○堀内
教育総務
課長

ただ今、森山委員がおっしゃったとおりだと私も思います。

行政運営上、市民課において、転入等の届け出に併せて行う手続などはいいのですが、それ以外のものについては煩雑になりますので、できるだけ簡素化できるような形で、事務分掌や組織の関係を所管している行政改革推進課と調整してまいりたいと考えております。

○森山
委員
○滝澤
教育長

よろしくをお願いします。

なかなか難しい問題だと思います。所管課ときちんと研究をして、じっくり詰めるという形で、課題をまず出していければいいと思います。

○青蔭
委員長

ほかに何かございますか。

石川委員。

○石川
委員

事務的な煩雑さもあると思いますが、市民からすると、例えば生涯学習センターで数年前までは教育委員会にお願いしていたことが、これが市長部局になったことや、社会教育関係で本来は教育委員会でやるべきようなことが市長部局になってしまって、どうなっているのだというのが実際の市民の動きであるということは事実だろうと思います。

その辺のところを整理していかないと、市役所の職員も何か煩雑になるような、そういうようなこともあるのではないかと思います。

○青蔭
委員長

それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「ありません」の声)

○青蔭
委員長

異議なしということですので、議案第3号は可決いたしました。

続きまして、日程第2 議案第4号「大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。北島文化振興課長。

○北 島
文化振興
課 長

議案第3号と同様に、こちらも今年の9月に既に改正をしております
ふるさと館条例の改正に伴う規則の改正です。

まず、新旧対照表をご覧ください。主な変更点は、条例同様に下鶴間
ふるさと館の管理が指定管理者から市の直営になることに伴うもので
す。

まず、第2条、指定の申込書等とありますが、これは指定管理を受け
る場合の申込み書類を規定したものですので、削除します。

次に、現行の第3条から第9条は、母屋を一般の方が使用する場合、
申請書の申込み先が指定管理者になっているものを教育委員会に改める
ものです。

併せて、現行規則の中では、「使用」と「利用」という言葉が混在し
ていますので、母屋を占有して使う場合には「使用」、一般の方が観覧
で施設を使う場合は「利用」と、言葉の使い分けを整理しています。

次に、現行の第10条、改正案は第9条、使用料の減免です。もとは
「利用料金の減免」となっておりますが、これを「使用料の減免」と
し、規則本文に列記していた内容を別表にまとめています。内容は、観
覧料と母屋の使用料ですが、ほとんど従前のものをまとめた形で、大き
く異なる点が、2の「母屋使用料関係」という表の中の(2)です。

「周辺地域の公共的団体等が施設の設置目的に沿った事業等に使用する
場合」としており、この場合は使用料を「全額免除」と規定していま
す。これは、条例の変更の中でご説明を差し上げていますように、下鶴
間ふるさと館については、地域に密着をした施設として、文化財の価値
だけではなく、地域の施設としての価値を付加していきたいと考えてい
ます。あくまでも設置の目的に沿ったということですが、例えば地域で
伝わっている行事などを地域の方たちが部屋を使って行うときには、全
額免除とすることを、規定の中に盛り込んでいます。

もう一点、(3)の「国又は他の地方公共団体が主催する事業に使用
するとき」ですが、従来は全額免除でしたが、市の他の規則や市の統一
的な考え方に沿って2分の1減免に改めました。大きな変更点として
は以上です。

○青 蔭
委員長

細部説明が終わりました。何か質疑はございますか。

石川委員。

○石 川
委 員

昨年、既にお話があったのかも知れませんが、指定管理者からなぜ教
育委員会直営になったのでしょうか。

○北 島
文化振興
課 長

指定管理者にかかるコストを削減するというのが、1つ大きな理由です。ただ、コストを削減するといいますが、もう一つ泉の森の中にある郷土民家園は、そのまま引き続き指定管理者で管理しますが、ふるさと館は利用者が少ないということが大きな要因です。そういう中で、費用対効果を考えますと、もっとコストを削減していくべきだろうという議論が市の中で出まして、そのためには指定管理者にお願いするよりも、もう少し地域に密着するような形で市が直営で管理をしていくという方向が望ましいという結論になり、直営にしたものです。

○森 山
委 員

北島課長、お二人は、この経緯を知らないのですが、幾ら削減になったかもし説明されたらいかがでしょうか。

○北 島
文化振興
課 長

指定管理料としては、大体1,200万円の費用がかかっていましたが、来年度の予算として今掲げておりますのは400万円弱で、約3分の1にコストを削減したということです。コストの内訳としては、人件費が大半を占めています。

○青 蔭
委員長

石川委員、よろしいでしょうか。

○石 川
委 員

結構です。どうもありがとうございました。

○青 蔭
委員長

ほかに何かございますか。ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「ありません」の声)

○青 蔭
委員長

異議なしということですので、議案第4号は可決いたしました。

続きまして、日程第3 議案第5号「平成22年度大和市教育費補正予算案について」を議題といたします。

細部説明を求めます。まず、堀内教育総務課長。

○堀 内
教育総務
課 長

まず初めに、教育部所管の補正予算についてご説明いたします。

今回の教育部所管の補正予算は、10-2小学校費が小学校学用品等就学援助事業と、小学校大規模改修事業の2事業がございます。それから、10-3中学校費、中学校学用品等就学援助事業、合計3事業が教育部所管の補正予算になります。

最初に小学校大規模改修事業です。この事業は、桜丘小学校の屋上防水工事などの6事業につきまして、工事完了により工事費が確定しましたので、入札差額を減額補正するものです。当初予算が1億4,677万8,000円。それに対し執行済額が、1億3,054万5,000円、差し引き1,623万3,000円を減額いたします。

財源内訳ですが、市債を950万円、それから一般財源を673万3,000円、それぞれ減額するものです。

次に、小学校学用品等就学援助事業と中学校学用品等就学援助事業です。いずれの事業も、景気低迷の影響を受け、認定児童生徒数が当初予算の積算時、今年度の当初予算の積算時より見込みを上回ったため、増額補正するものです。増えた人数ですが、例えば小学校のもの、給食費の欄をご覧ください。見込児童数というところで3,360人と入っております。この人数が決算見込のところでは3,561人、201人の増になっております。同じように中学校では、当初予算時1,561人が1,649人と、88名増しております。

補正額は、小学校が539万7,000円、中学校が533万2,000円でございます。

続きまして、教育部所管の歳入をご説明します。

22-1-4教育債です。これは、先ほど歳出の小学校大規模改修事業でご説明させていただきましたが、工事費の確定に伴い、財源の市債につきまして950万円を減額するものです。

以上で教育部所管の細部説明を終わります。

続きまして、北島文化振興課長お願いします。

○青 蔭
委員長
○北 島
文化振興
課 長

文化スポーツ部所管の補正予算でございます。

まず歳出です。10-4社会教育費の中の図書館費、その中の図書資料貸出事業です。図書館の運営に係る事業ですが、今回の補正に関しましては、主に図書の購入費です。購入に当たり、緊急総合経済対策の一環として地域活性化交付金「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用して行うものです。

前月の定例会でもスポーツ施設の改修について、緊急総合経済対策の補助金を充てるということでご説明を差し上げましたが、こちらも同様で、国から追加で交付金が支出されることになりましたので、これを図書資料の購入に充てるものです。

図書資料貸出事業の補正額は900万円で、そのうちの95%の855万円が国の交付金になります。

内容といたしましては、900万円のうち、児童書の重点収集に400万円、渋谷学習センター図書室整備分に500万円ということで、こちらも主に児童書購入です。今回、国の交付金が充当できるということで補正を組みますが、内容といたしましては、来年度予定をしていた事業費の前倒しで今年度予算に持ってくるということですので、実質は大きく変わるものではないかと存じます。

続いて、歳入です。

いまご説明をいたしましたように、住民生活に光をそそぐ交付金として、図書資料貸出事業に855万円充当するものです。以上です。

○青 蔭
委員長

細部説明が終わりました。質疑がございましたら、お願いします。

石川委員。

○石 川
委 員

この補正予算に関して、特にどうこう意見をいうものではありませんが、就学援助費についてお尋ねします。就学援助対象者が3,561名ということで、これは大和市の児童・生徒数のおよそ30%ということです。近隣の市町村では大体10%台ですので、大和市は明らかに突出しています。これに生活保護の子ども達の人数を加えると、35%ぐらいの子ども達が大和市では給食費に関しては助成されている現状があると思います。保護世帯数も大和市は1.7%ということで、全体的に大和市は生活が苦しい家庭が多いという判断にはなります。一方で、大和市の就学援助の認定基準は、他市よりも多少緩いのではないかという話も聞いています。

緩いことは、いろいろな方にお世話をできる面ではいいのですが、全体のバランスの中でどうなのだろうかということが、1つ考えられると思います。その辺はどうでしょうか。

実際に、私が学校現場にいた頃、こんな方も入ってしまうのかということもありました。もちろん、学校や家庭の事情にもよるとは思いますが、かなりの量なのではないかと思えます。

学校や給食のことだけを考えると、学校給食全体で、30%も35%ぐらいの方たちが給食費を公費で賄われているということは、どうなのだろうかというようなことを少し考えたりもしましたので、いかがでしょうか。

大和市は、ある意味では非常にありがたい市だということも言えますが、経費の問題もあるので、お聞きしますが、いかがでしょうか。

○大 澤
学校教育
課 長

石川委員のお話にありましたように、大和市の受給率は30%程度となっており、県内でもかなり高い数字を示しております。他市においては、かなり上昇している傾向もあって20%に近づいているような市が今多くなっている状況ではあります。

大和市の基準につきましては、生活保護基準額の1.5倍としておりますが、県内では大和市を含めて7市が同じ1.5倍という基準を設けております。それ以外に1.3倍、1.2倍とさまざまな基準があります。県内全体を見ますと、突出した基準ではないとは認識をしておりますけれども、今後市の財政状況等もあります。

この制度自体は法に基づいて行っていかなければならないものでありますが、長期的な運用や今後の推移等を見ながら、検討していく必要があるとは考えております。

○青 蔭
委員長

ありがとうございました。そうかといって、これを制限するというのもまた難しいことでしょう。

○石 川
委 員

現実には、だから給食費を滞納されている家庭もあるし、そうなってきたときに、就学援助制度というのは、各ご家庭にとってありがたい制度だとは思いますが。

大和市全体の市民の生活レベル自体、要するに3分の1の方達がかなり苦しい生活をしているという現実的な問題として思っています。いろいろなバランスの中で考えていく必要性があると思っています。

○青 蔭
委員長

給食費の関係でも、このような話があったと思います。なかなか回収が難しいというようなことがありましたけれども、その後何か進捗がありますでしょうか。

○浜 田
保健給食
課 長

就学援助の対象者と給食費の関係につきましては、19年4月から未納があった場合には学校長へ直接納付できるようにしております。

そういう意味では、網かけを少しできたのかというところです。

未納問題については、一般の世帯に絞っていかなければいけないと考えております。

○青 蔭
委員長

ありがとうございました。

森山委員。

○森 山
委 員

就学援助の基準、生活保護の1.5倍の収入という基準そのものはいろいろと論議はあるのでしょうか。一つの基準としてはいいと思いますが、認定は何をもとに行うのでしょうか。

○大 澤
学校教育
課 長

源泉徴収票で、所得控除後の金額を見ております。

○森 山
委 員

そうすると、自営業や、そういう人の場合には課税申告書ということですか。

○大 澤
学校教育
課 長

はい、そうです。

○森 山
委 員

そうすると、石川委員がおっしゃったようなケースは脱税しているケースでしょうか。脱税という言葉は悪いですが、実際の生活レベルよりはるかに少ない金額しか申告されていないと。源泉徴収票の場合には余りごまかしようがないですね。

○石 川
委 員

これは大澤課長にお話を聞いたほうがはっきりすると思いますが、学

校現場で「ぜひ就学援助をもらってください」というお宅の中で源泉徴収票も課税証明も、何も出せないというお宅も現実にあります。そのため、本当に必要な方がもらえない場合もあります。

それから、私たちの見た目では裕福であるけれども、就学援助の対象となっている家庭もあり、本当に難しい。家庭の生活をきちんと測ること自体、難しい部分もあって、首を傾げたくなる部分もあるというのが現実ではないでしょうか。

○森 山
委 員

私が聞いたのは、恐らくこういう就学援助みたいなものに対する批判というのは、そういう例外的に「何であんな人がもらっているんだ」という、全体としてはいい制度であるにもかかわらず、一部のそういう変な受給者、本来もらってはおかしいような人がいるために、制度自体が批判を受ける。そして、もう少し締めなければいけないといった議論になりがちなので、私は認定そのものもどういうふうにするのかというのは大変難しいのだけれども、税金そのものも業種や仕事の内容によって捕捉率が大きく違うと言われています。そんなことを含めて言うと、この問題は大変難しいという気がします。単に、源泉徴収票、納税申告書だけで、機械的にやると、機械的にやらざるを得ないのかも知れないけれども、今言ったような批判が出るような気がします。難しいことですが、これは、検討課題ではないでしょうか。

○滝 澤
教育長

私も現場にいたときに、苦勞した部分があります。

例えば、お父さんが交通事故で入院して結局仕事ができなくなるなど、そういう様々な事情で急変する部分もあります。そうすると、普段は一定の基準により、源泉徴収票で対応しますけれども、その辺については、ある面教育的な配慮をした経験があります。

だから、今委員がおっしゃったように一律ではやっていない。そこには、経済格差を教育格差につなげないという、大原則の中で多少調整をしている部分もあります。

ただ、例外が、例外ではなくなっているという事実はないと思いますので、この辺については、学校教育課と現場の校長や担任とやりとりを相当しながら、最終的に認定するという微妙な部分です。僕が5年間で経験したのは、せいぜい2件程度でした。だから、それはもう想定範囲内かと私は理解していました。

いずれにしても、認定の部分は、大分丁寧に対応しているという事実はございます。

○篠 田
委 員

大和市就学援助規則にあります、対象者に対し、予算の範囲内において就学に必要な援助を行うものとするということで、今回の補正予算は

これで人数が増えたために予算をオーバーしたから、規則にのっとって補正予算を組んだということで理解してよろしいのでしょうか。

○大 澤
学校教育
課 長

見込み人数が、予算を立てた当初予算よりも多くなってしまったので、結果的に多く支払わなければならない必要がありましたので、それに沿って増額補正をするもので、これは市のシステムにのっとって行っていることでもあります。

○井 上
教育部長

おっしゃるとおり、目的の中に書いてあるわけですから、理論的には予算の範囲内となります。

ただ、そうは言いつつも、同じ条件のもとで就学援助が受給できる対象となる子ども達がいる中で、予算の範囲の中で、では出しませんという状況でもないということから、今回あえて基準に入るという子ども達に対しては、就学援助を出していこうということです。そのため、不足分については、今回増額補正をするというものです。

○青 蔭
委員長

篠田さん、よろしいでしょうか。

○篠 田
委 員

はい、わかりました。

○青 蔭
委員長

ほかに何かございますか。ないようでしたら、質疑を終結します。

これより議案第5号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「はい」の声)

○青 蔭
委員長

異議なしということで、議案第5号は可決いたしました。

続きまして、日程第4 議案第6号「平成23年度大和市教育費当初予算案について」を議題といたします。

細部説明を求めます。まず、堀内教育総務課長。

○堀 内
教育総務
課 長

初めに、資料を説明させていただきたいと思いますが、今回お配りします資料は2種類ございます。

1つは、今回の説明の中心となります教育関係予算書です。もう一つは、平成23年度予算書及び予算書付属説明資料(抜粋)ということで、予算書の中から教育費の部分だけ抜粋し、それと付属説明書にあります主要な事業を掲載したものでございます。

それでは、初めに平成22年度当初予算編成に当たりまして、本市の財政状況をご説明させていただきます。

平成23年度の予算編成に当たりましては、景気の足踏み状態が続いておりましたので、昨年同様に厳しい予算編成となっております。

歳出面では、団塊の世代の退職や人事院勧告の発令が出ましたが、その関係により人件費が3.1%減少しております。ただし、生活保護費

や、子ども手当、保育園運営支援費など、扶助費関係が16.9%増えています。それから、国民健康保険事業など、特別会計への市からの繰出金が5.1%と大きく増えており、歳出はかなり膨らんでおります。

一方、歳入ですが、景気回復が不透明な中、歳入の根幹をなす市税は、ほぼ横ばいで昨年比0.1%マイナスという予算を立てており、増収の復元ができないために財政調整基金の取り崩しや、借金である臨時財政対策債の発行により、賄っているというような状況です。

それでは、平成23年度教育関係予算書をご覧ください。

(1) 平成23年度一般会計予算総括表ですが、一般会計予算総額が637億9,000万円。扶助費の大幅な増加などによりまして、前年度より37億2,300万円、6.20%の増となっております。

その中で、教育費は小・中学校の屋内運動場体育館の建替えなどが完了したことにより51億2,749万7,000円、前年度と比べ1億2,633万8,000円、2.41%の減となっております。一般会計に占める教育費の割合につきましても、8.04%ということで、昨年度に比べ0.71ポイント減少しております。

その下の(2)一般会計と教育費の推移ですが、平成19年度から23年度まで5年間の推移をあらわしたものです。教育費の推移につきましては、光丘中学校建替工事等があった平成19年度の95億2,576万6,000円をピークとして、年々減少をしております。

なお、これは当初予算を比較しております。例えば、平成21年度は経済対策の補助金を活用して今回5校の体育館の建替え事業などを行っております。ただ、それは補正予算で計上しましたので、この教育機関の中に入れておりません。実際に入れると、約30億円増えるような形になり、21年度の実質教育費が85億円になります。その辺りは決算の中で推移を見ていただければ、実際の教育費がわかるのではないかと思います。

それでは、教育費目的別当初予算額の推移についてご説明します。

これは10款教育費につきまして、項目別に19年度から前年度との比較を入れた推移を表したものです。まず、1項の教育総務費ですが、1目の教育委員会費、それから2目の事務局費、3目の教育研究費、4目の教育指導費、5目の青少年相談費の5つの目で構成されております。それぞれの目の事業につきましても参考としてお配りしております。平成23年度の予算書に掲載されております。

教育費全体の事業としますと、全体でそれぞれの目と言えば182事業ございます。

それでは、最初に1項の教育総務費についてご説明します。1項の内容ですが、教育委員会の事務局の運営等に係る事業、それから特別支援教育、英語教育の推進などの事業に係る経費などが主なもので、23年度の予算は8億8,667万3,000円、前年度に比べて1,926万に減っております。2.1%の減でございます。

増減の主な理由ですが、増といたしまして、各小学校の普通教室に電子黒板を設置したことに伴い、教育用コンピュータ整備事業が1,151万5,000円増えております。減といたしましては、最初に説明しましたように、職員給与費、2目事務局費の職員給与費が1,891万3,000円の減となっております。それ以外のものについては、大体横ばいというのが現状です。

続きまして2項の小学校費ですが、こちらは1目の学校管理費、2目の教育振興費、3目の学校建設費の3つの目に分かれております。その内容につきましては、小学校の施設維持管理費や、就学援助などの事業に係る経費が主なもので、23年度の予算は、12億1,264万5,000円で、前年度に比べ4,863万8,000円、3.9%の減となっております。

増減の主な理由として、増えた分につきましては、景気低迷の影響を受けまして就学援助の受給者が増えたことにより、2目の教育振興費の中の小学校学用品等就学援助事業が1,261万円、学校図書館の充実として小学校図書館用図書整備事業、小学校図書館司書配置事業などが1,273万8,000円増えております。トイレ改修等、施設の改修、改善につきましては、3目の学校建設費の小学校大規模改修事業が6,251万円増えております。

減としましては、1目の学校管理費の小学校施設維持管理事業が2,457万8,000円減しております。それから、3目の学校建設費のうち、地デジ工事の関係や、体育館の工事が完了したことにより、5,697万8,000円ほど減少しております。この辺の数字につきましては、後ほどの予算書の事業の推移の中の増減で見ただけであればわかりになるかと思えます。

続いて、3項中学校費ですが、こちらにつきましても小学校費と同様に3つの目に分かれておりまして、その内容につきましても小学校費とほぼ同様です。23年度の予算は9億4,114万4,000円で前年度に比べまして2,552万9,000円、2.6%の減となっております。

増減の理由につきましても、小学校費とほぼ同様でございます。

続きまして、4項社会教育費ですが、1目の社会教育総務費、2目の青少年育成費、3目の公民館費、4目の図書館費、5目文化財保護費の5つの目に分かれております。

内容につきましては、社会教育や青少年健全育成など事業に係る経費、それから学習センター、図書館等の管理運営に係る経費などが主なもので、23年度の予算につきましては8億8,588万円で、前年度に比べ、1,978万8,000円、2.3%増えております。

増減の主な理由ですが、増としましては、23年度から放課後子ども教室を全校に配置するための経費としまして、2目の青少年育成費の中の放課後子ども教室運営事業が、2,795万6,000円ほど増えております。それから、図書館業務のシステムを開発する経費として、4目図書館費の図書館資料貸出事業は1,340万5,000円の増となっております。

減としましては、青少年センターの屋上防水などの工事が完了したことにより、青少年育成費の青少年センター施設維持管理事務が1,299万7,000円、下鶴間ふるさと館が直営になったことに伴い、5目の文化財保護費の中の下鶴間ふるさと館維持管理運営事業が821万円ほど減となっております。

続いて、5項の保健体育費です。こちらは、1目の保健体育総務費と2目の学校給食管理費の2つに分かれております。その内容につきましては、スポーツ施設の管理運営事業に係る経費などや学校給食に係る経費などが主なもので、平成23年度の予算は12億115万5,000円、前年度に比べまして、5,299万9,000円、4.2%の減となっております。

減った主な理由ですが、スポーツ施設の指定管理料が減しております。1目の保健体育総務費のうちのスポーツセンター施設管理運営事業が2,450万7,000円ほど。また、今年度から米飯給食を拡大実施しており、それに伴い、弁当箱の購入を今年度行っております。その分が来年度はないため、2目の学校給食管理費の中の学校給食食育推進事業が2,638万5,000円、それから中部学校給食共同調理場の業務委託などの運営経費が1,005万5,000円の減となっております。

続きまして、(4)平成23年度教育関係予算(歳入)がございませう。平成23年度の教育費関係の歳入につきましては、3億4,470万1,000円を見込んでおりまして、前年度に比べ、619万2,000円、1.8%の増となっております。

主な歳入は、14-1-7教育使用料ですが、生涯学習センターの教育施設の使用料、学校等教職員の駐車代金などがこの中に入りますが、歳入見込みが5,326万5,000円で対前年度386万6,000円、7.8%の増となっております。

次に、15-2-5教育費国庫補助金ですが、これは学校トイレの改修工事や空調設備の維持管理経費、それから理科教材などの整備経費などに対する補助金が主なもので、歳入見込みは9,408万8,000円で、対前年度1,954万4,000円、17.2%の減となっております。

減った理由としましては、5校の体育館建替え工事が今年度で完了することなどによるものです。

次に、15-2-6特定防衛施設周辺整備調整交付金ですが、これにつきましては防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律、要するに基地があるということに基づき交付される補助金ですが、大和東小学校、文ヶ岡小学校に防球ネットを整備する計画で、そちらに関する補助金が主なものでございます。歳入見込みは、2,362万円で対前年度1,238万円、34.4%の減となっております。

減した主な理由としましては、今年度引地台中学校の校庭整備を行っておりまして、それが完了したことによるものです。

次に、16-2-8緊急雇用創出事業補助金ですが、本市では経済対策事業として、この補助金を活用して様々な事業を行っており、教育委員会では、小・中学校図書館の司書の配置や、図書館の改修工事をこの補助金で行う予定で、歳入として3,291万6,000円、対前年度837万7,000円、27.1%の増となっております。

最後に、一番下の22-1-4教育債ですが、学校トイレの改修工事や、防球ネットの設置工事などに係る経費の一部を市債により補うもので、平成23年度は1億3,280万円を見込んでおり、前年度比が3,460万円、35.2%の増となっております。

続きまして、(5)平成23年度設定の債務負担行為です。債務負担行為とは、自治体の歳出予算は単年度でありますので、後年度にわたる経費が支出されるものにつきましては、地方自治法に基づきまして、次年度以降の予算を担保するものです。

来年度につきましては、12の事業について債務負担の期間、それから限度額を設定するものです。例えば、一番上にあります生涯学習センターホール照明・音響等業務委託につきましては、23年度の当初予算をやりまして、24、25、26年度の債務、支出を担保するというよ

うな見方でございます。その際の単年度の上限が2,409万8,000円ということです。

以上で平成23年度大和市教育費当初予算案の説明を終わりますが、最後に参考資料に掲載しております23年度の主要な事業について、各部からご説明させていただきたいと思っております。

教育委員会では第8次総合計画に基づきまして、人の健康、社会の健康の領域に関する事業を中心に行ってまいります。

まず、人の健康の中の「子どもが生き生きと育つまち」です。これにつきましては、充実事業として小学校図書館用図書整備事業1,747万円。それから中学校図書館用図書整備事業として562万円。それから、新規事業として、中学校学校図書館司書配置事業が928万5,000円でございます。これらの事業の所管は指導室が所管になります。教育委員会では、これまで進めてまいりました学校図書館の充実事業をさらに進め、図書館の改修工事、それから小学校の図書館司書の配置に加えまして、中学校にも新たに図書館司書を配置するとともに、新鮮度の高い学校図書館用図書を購入するものでございます。なお、図書の購入に当たりましては、新規施策推進基金を活用して行ってまいります。

次に、その他の事業として、その下ですが、中学校防音工事整備事業1,425万5,000円。所管は教育総務課でございます。この事業は、老朽化した大和中学校の校舎を復旧防音工事するもので、平成23年度が実施設計、24年度は校舎の教室に入れませんので、仮設校舎、プレハブの設置、それから25年度が復旧防音工事の予定です。

以上が教育部所管の主な事業でございます。続いて、こども部、文化スポーツ部から説明をいたします。

○阿 部
こども・
青少年課
課 長

それでは、こども・青少年課からは、放課後子ども教育管理運営事業についてご説明申し上げます。

放課後に通いなれた学校の施設を利用して、子ども達が安全・安心に遊ぶことができる居場所を確保するというところで、事業を展開してございます。平成20年度に草柳小学校でスタートし、平成22年度は、草柳小学校、上和田小学校、南林間小学校の3校で実施しています。

平成23年度からは、公立小学校全校、19校で実施するもので、この事業に当たりましては、安全管理員を1校当たり4、5名配置し、子ども達の安全・安心を見守っていくという内容です。開催日数は、週2日、時間は午後2時から午後5時までという時間帯で事業を展開してまいります。

なお、子ども達が遊ぶ場ですので、怪我等があった場合に備え保険に加入いたしまして、損害賠償等対応してまいります。

また、学校ごとに運営委員会を設置して、地域の方、あるいは学校関係者、PTAの方、こういった方に放課後子ども教室の事業についてのご検討をいただくという内容です。以上です。

続いて、文化スポーツ部所管の当初予算の主な事業です。社会の健康というところですが、総合計画の目標としましては、「豊かな心を育むまち」というところに属するものです。

文化創造担い手育成事業、YAMATOイラストデザインコンペというのは、これは総務費に属するもので、来年度新たに始めるイラストのコンクール事業です。教育費としては、特別教室の開放から図書館資料までということでございます。

まず、特別教室の開放事業。現在市民の生涯学習の場として、6つの小・中学校を市民の方々の生涯学習の場として開放しています。これに来年度、新たに緑野小、大和小、つきみ野中学校の3校を加えるものです。生涯学習計画の中でも学習機会の確保ということ掲げておりますが、市民の生涯学習を支援するために環境の整ったところ、開放できるようになったところについては開放していくという基本的な考え方に基づき、今年度、体育館の改修に伴い特別教室も整備された学校を開放するものです。

2つ目は、学習センター施設整備事業です。これは事業名称のとおり、学習センターの施設整備に係るもので、来年度の大きなものとして、1つは、生涯学習センターホールの客席天井照明器具交換です。今学習センターホールの天井の照明は、電球の半分が切れている状態です。休憩時間など暗めですが、その電球を寿命の長いLEDに全て変えるものです。今、芸術文化ホールの建設という話も進めてはおりますけれども、当面は既存のホールを使わなければなりませんので、少なくとも七、八年は寿命があると言われていたLEDに変えていくものです。

もう一つは、桜丘学習センターのエレベーター撤去新設工事ということで、これはエレベーターを新しいものに交換をするものです。桜丘学習センターのエレベーターは、設置から27年経過をしております。過去に誤作動を起こしたというようなこともあり、市民の方の安全に係ることですので、古いものから順次交換をしていくということで、まずは桜丘学習センターのエレベーターを交換するものです。

最後の図書資料貸出事業。これは先ほどの補正予算の中でも申し上げたもので、事業内容としては、図書の購入、図書館の運営のための窓口

委託の経費。それと、来年度は、図書館システムの更新がございます。システム自体かなり古くなっておりまして、ここ2年ぐらいは古いものを更新して延命してきましたが、いよいよ機器の保守期間が終了してしまいますので、新しいものに更新します。

また、今年度、大和駅と中央林間駅に図書返却ポストを設置して、市民の方が図書を返しやすい環境を整えましたが、その運用を図っていくことも、この図書資料貸出事業の中の一つです。以上です。

○青 蔭
委員長

大分長くなりましたけれども、細部説明が終わりました。質疑、ご意見ございましたら、お願いしたいと思います。

森山委員。

○森 山
委 員

23年度の当初予算は、これでこれから教育委員会から申請すると、こういう性格なのでしょうか。

○堀 内
教育総務
課 長

これに対しては、実際には市長査定も終わっております。

○森 山
委 員

要するに、事務局案としてまとまっているということでしょうか。

○堀 内
教育総務
課 長

はい。議会に上程することになります。それでご審議をお願いするものです。

○森 山
委 員

お願いが幾つかあります。

まず、予算というのは事業計画があって、それに必要なお金を計上するものだと思いますが、23年度の教育事業の基本的な方向性や、考え方という前に、この予算案が出るというのが、私としてはどのようにこれを評価、あるいは審議していいのかということが甚だわかりにくいです。少なくとも、来年度の教育委員会の事業の基本的な考え方や、どういうところに重点を置いて、どういうところが効率化を図って削減を目指すのか、そういった基本計画のようなものをまず議論する、あるいは説明して予算に移るというようにしてもらえないかと思います。今、説明を受けましたが、事前に資料配付を受け、予算だから大変だと思い、この数字の中から何か意図を読み取ろうと思いましたが、極めて困難でありまして、途中で私もあきらめました。それが1つです。

それからもう一つは、以前にもお願いしたことがあったと思いますが、私は予算の推移について、過去のものとは決算額、実算を並べるべきではないかと思います。先ほども補正予算の審議がありましたが、当初予算と最終決算額にはかなりの開きがあるわけで、過去ものは当初予算ではほとんど意味がないです。来年度は予算が重要ですが、過去は当初予算と今の予算を比べると、過去どのぐらいが使われてきたかという

ことと関係なく、昔と比べて予算が減ったというような観点になります
が、それは、ほとんど意味がないと思います。

大きくはこの2つでありまして、1点目のほうについては、今年度は
これで、恐らく日程の問題その他もこれあって、大変厳しいのかという
気もしますけれども、教育予算編成に当たっての基本的な考え方をまと
めてもらえないかと思えます。

○堀 内
教育総務
課 長

森山委員のおっしゃることも十分わかります。そういう中で、一番の
基本的な方向性、考え方、これにつきましては、市のほうの予算編成で
は、最初に、4月に各部の現状と課題を市長に報告、説明となっていま
す。その後、夏に向けてサマーレビューということで基本的な考え方を
説明する機会があります。そして、その後予算編成というような流れに
なってしまうので、それにあわせて、その前に委員の皆さんのご意
見を伺いながらやっていきたいというような形、できるところから取り
入れたいと思っています。

それと併せまして、昨年から協議会の充実ということで、委員のお考
えや、お知恵を借りながら、いろいろと教育行政の推進にサポートして
いただいているわけですが、そういうものも活用しながら、でき
るだけ事業の説明、考え方の説明、そういうものをしてまいりたいと考
えております。

それから、2番目の決算額を入れたらどうだということですが、
確かに、私も先ほどのご説明の中に決算額とはかなり違うと、自分
でも説明をして矛盾を感じているようなところで、森山委員のおっしゃ
ることは十分わかりますので、できるだけ反映したいと考えておりま
す。

○森 山
委 員

2番目のところで、少し私としては、この予算が妥当なものかどうか
ということを審議するに当たって、参考となるようなものもぜひ入れて
おいて欲しいと思います。これをやります、あれをやりますというよう
な考え方だけではなく、例えば、この項目は児童1人当たりどのように
推移しているかとか、そういうような観点からも見えるよう、つまり行
政の効率化や、品質、行政の質の向上だとか、そういったようなことも
予算の中でどういうふうに反映しようとしているのかというようなこと
もできれば入れて欲しい。

それと同時に、事業として、来年度は今までよりも小学校のこの部分
に力を入れたいから、その部分は予算を充実させる。しかし、この部分
については、もう予算をつける時期が終わったから、それについては減
らすと、そういったことがわかるようにしてもらいたい。

今、堀内課長がおっしゃったように、第8次総合計画で出ているようなことで、考え方としては示されているけれども、その中で来年度は、この事業にスポットを当てる、といったことがわかるようにしてもらいたいと思います。

○堀内 教育総務課長
教育委員会の点検、評価というのもございますので、そういうものを活用しながら、予算と連動するような仕組みを考えていきたいと思えます。

○森山 委員
来年度大和市教育委員会としては、こういうことに重点を置いてやるんだということがわかるようなものにして欲しいと思っています。

○青蔭 委員長
森山委員からご指摘ございましたので、よろしくお願ひしたいと思えます。

ほかに委員の方々はございますか。

石川委員。

○石川 委員
今森山委員のおっしゃられたことで、予算書の付属説明資料の最初のところに23年度主要事業ということで、ここに力を入れてやるよというのが出ているのかとは思えます。ただ、ここに予算を傾けるということは、トータルで何%かマイナスになっている以上、いわゆるここはもう削った逆の部分というのがあるはずで、大幅に削っていかないと、これだけの増額というの、なかなかできないわけでしょうから。できたら、そういうことも含めて、先ほどご説明の中で、ここはこうということで、減ですよと、いわゆるトータルとして各部署から10%ぐらい削ったのか、そういうふうな形で持ってきたのか。事業としてももう不要というような、軽重をつける部分というのが見えてこないかという気がします。

それから、例えば、放課後子ども教室の部分というの、これは国のある部分の事業でもありますが、児童クラブとの関わりとか、それから、それから安全管理員を各学校4、5名でやるということで、そうすると、この安全管理員は指導をするのかしないのかとかと具体的な話があって、児童クラブとのリンクなどがあります。もしかしたら、二重でお金が使われている部分があるのではないだろうかというところで、その辺のところも、具体的に全校やるということは悪いことではないかもしれないけれども、その後コミュニティセンターの児童館というのがありますよね。そういうふうな3つの部分があって、それが何かうまくリンクできているのかなというところで、その辺はどうなのかと思ったりもします。結局、予算が重なって使われてしまっている部分もないのだろうかというふうなところですよ。

○阿部
こども・
青少年課
課長

児童館、放課後児童クラブ、そして放課後子ども教室と、それぞれ違った目的を持って実施しております。例えば対象として、放課後児童クラブは1年生から3年生までで、しかも放課後、帰宅しても保護者がいないとかというような条件の中で育成料を徴収して実施をしています。

一方、放課後子ども教室は、全学年を対象として週2日という事業展開。児童館では月曜日は休みですがそれ以外の日は毎日、放課後の時間を子ども達が自由に遊べるというようなこととございます。放課後子ども教室では校庭、体育館を使用しておりますので、いわゆる外遊びが中心。児童館では、いわゆる室内遊びがメインと。また、子ども達が室内遊びをする、あるいは外遊びをするといったような、子ども達が遊びの場として選択できるようなことでは考えております。

放課後児童クラブについても、いわゆる生活の場、保護者がいませんので、指導員を配置して、子ども達の生活の面を指導していくというようなことで、それぞれ違った部分があるというようなところで、その辺りも整理しながら、今後進めていければというふうには考えております。

○篠田
委員

放課後子ども教室に携わっている者として聞きたいのですが、今回残りの16校を実施するというところで、初年度だから、このような大きな額がかかるということでしょうか。次年度以降も維持するのに、どのぐらいの額がかかっていくのかという、そういう数字的なものというものは出ていますか。

○阿部
こども・
青少年課
課長

今回、3,200万円という予算を組んでおります。16校を除く3校については4月からの実施ということで、日数が大体20日ほど増えます。24年度以降となりますと、その部分で、16校も日数が伸びてきますので、その部分で人件費、いわゆる安全管理員の費用で、大体3,600万円程度になるかと予想しております。

○堀内
教育総務
課長

予算書に放課後子ども教室管理運営事業があり、その右側のページに予算の内訳があります。この事業でいいますと、賃金が2,108万5,000円、以下報償費などがあり、合計すると、先ほどご説明した3,293万になります。この中で賃金などは継続的にかかる費用になります。逆に備品購入費などにつきましては、最初に必要なものですので、壊れたりして補充することもありますけれども、そういう経費は毎年かかるものではないので下がります。そのような見方をさせていただければおわかりになるかと思えます。

○吉間
こども
部長

阿部課長から年間3,600万円ぐらいかかると説明をしましたが、基本的には今堀内課長が言いましたように、初年度ということで、備品

購入費が計上されており、これらは傷まない限り、来年度以降は削られます。

また、ここには出ておりませんが、本来、放課後子どもプランは文科省の事業でして、国・県から補助金が19校対象に出なければいけないのですが、国も県も財政難で19校分出してくれません。私ども子ども部で交渉をした結果、今年度までの3校については補助率としては満額出ていましたが、来年度以降はプラス3校ということで、19校中トータルで6校しか国・県のほうから補助の手だてがないという状況です。これは余りにも不本意なものですから、私どもは今後も補助金満額、いわゆる19校全校ですね、対象になるようにということで交渉はしてまいります。今のところは、そういう状況です。

○青 蔭
委員長

根気よく最後までして、お願いしたいと思います。

篠田委員。

○篠 田
委 員

子ども達の安全な居場所を確保するというので、とてもいい事業だと思って私も活動させていただいておりますが、一番基本的な安全の面で怪我の対応が一番大事なところだと思います。子どもの遊びで事故を100%なくすというのは無理でしょうが、起こってしまった後の指導員の対応について、もう少し指導を徹底していただいたほうがいいのではないかと考えます。そこが不安だと、常日頃感じています。

○阿 部
こども・
青少年課
課 長

事故については、安全管理員に緊急時の対応というようなことでお話はさせていただいておりますが、実際にそういう現場だと、安全管理員も慌ててしまうという部分があります。学校の方でも養護教諭の方が協力してくださるということもございますが、今後も安全管理員にそういった緊急時の対応について、様々な場面でお話をさせていただきたいと考えています。

○篠 田
委 員

学校の先生方も放課後の活動がいろいろとお忙しいと思いますので、余り頼らないで、責任を持って活動できるような指導をきちんとお願いいただけたらと思っております。

○滝 澤
教育長

今の話題に関連して、今までも事故はあって、担当課の方でうまく連携し、事なきを得ている部分はあるけれども、19校というと、そういう子どもの安全面での対策が重要になってくると思います。

その辺りは、篠田委員がおっしゃったようなところを十分配慮し、ある面で保険もかけるなど、検討してまいります。

篠田委員は、草柳小学校で放課後子ども教室をスタートしたときから携わっていらっしゃいますので、担当課はいろいろと相談したり、指導

を受けたりしながら、対応していただければと思います。

○阿部
こども・
青少年課
課長

23年度から職員も増やしまして、放課後子ども教室に対応する予定
でおりますので、教育長からもお話がありましたように、完璧にという
ようなところはなかなか難しいのかとは思いますが、子ども達の安全、
そして安全管理員さんの対応というようにところに頼るということ
ではなくて、担当課でも対応していくというような心構えでやっていき
たいと思っております。

○青蔭
委員長

よろしく願いいたします。篠田委員、よろしいですか。

○篠田
委員

はい。ありがとうございました。

○青蔭
委員長

ほかにございますか。

滝澤教育長。

○滝澤
教育長

小学校費の中で学校建設費が14.3%減とあり、これは高い割合で
す。それともう一つは、学校建設費、その下のこれ中学校、11.7%
とあります。

この辺で市民の皆さん心配する部分は、学校のトイレを改修していかな
ければいけないだろうという意見が大分多いわけですが、この14.
3%減になったということによって、トイレの改修費に影響があるのか
ないのか。いい意味で逆に増えているのか、現状維持で計画どおりいく
のか。その辺りを再度説明してください。

○堀内
教育総務
課長

トイレの改修につきましては、毎年3校、大体1系統行っております。
それを来年度につきましては、今の計画では5校行う予定でトイレ
改修の予算につきましては増額されております。それに合わせまして、
トイレは清掃につきましても、今まで年1回業者による清掃を行って
おりましたが、それも年2回行う予定です。いろいろとトイレの問題が
出ておりますので、できるだけ早く学校のトイレを全面改修したいと考
えております。

ちなみに、今回、来年度5校やることによりまして、各学校一回り1
系統とするという形になります。24年度からは2巡目、2系統目に入
るということで、それも校数を増やしながら、できるだけ早目にやって
いきたいと考えております。

○青蔭
委員長

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

委員からいろいろとご意見が出ましたので、ぜひ意見を酌んでいただ
きまして、よろしく願いしたいと思います。

○森山
委員

僕が言った事業計画、基本的な予算の考え方みたいなというのは、
なかなかすぐにできるかどうかというのはわかりませんが、一度予算に

間に合わなくてもいいから、この予算を組んだ基本的な考え方や計画の基になったようなものを、一遍まとめてみてくれませんか。どういう形でもいいですから、出していただくとありがたいと思います。

○青 蔭
委員長 具体的にどうこうということはございますか。任せてよろしいですか。

○森 山
委員 それはもうお任せします。そのまとめ方については、またご意見を申し上げることもあるかも知れません。

○井 上
教育部長 新年度予算に当たりまして、基本的な考え方を、昨年度の経過も踏まえて、整理をして、まずは資料としてお出しして、またご意見をいただきたいというふうに思っております。協議会で説明をさせていただきたいと思います。

○森 山
委員 それは協議会のほうがいいと思います。よろしくお願いします。

○青 蔭
委員長 では、よろしくお願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「結構です」の声)

○青 蔭
委員長 質疑を終結します。

これにより議案第6号につきまして採決いたします。

本件の原案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭
委員長 異議なしということで、議案第6号は可決いたしました。

続きまして、日程第5 議案第7号「児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携に係る協定」につきまして議題といたします。

細部説明を求めます。西山指導室長。

○西 山
指導室長 本件につきましては、昨年教育委員会11月定例会においてご審議いただき、その個人情報の取り扱いについて、大和市個人情報保護審査会へ諮問することを議決いただきました。その後の経過部分について、まずご説明申し上げます。

昨年、12月13日開催の第3回大和市個人情報保護審査会において、本協定書案の趣旨説明を行いまして、その後質疑及び協議をいただきました。

その際の主なものとしましては、なぜ今協定書の締結が必要なのか。児童・生徒の健全育成や緊急性について示す必要があるのではないか。実施要領を今後作成する必要があるのではないかなどのお声をいただきました。

1月20日の審査会では、前回の趣旨に沿った協定書案の修正と、さらに連絡票、これは学校と警察が連携するものですが、連絡票の保存の

期間、学校の運用の基準、運用状況についての強化、こういったことについて質疑がございました。この2回の審査会を経まして、審査会からの答申書が1月31日付で届きました。

内容としましては、大和市個人情報保護条例第8条に定める本人以外からの収集及び第13条に定める目的外の提供に関する諮問事案については、以下のとおり意見を付して、適当なものと認める旨の答申をいただきました。

附帯意見としましては2つございまして、1つ、運用状況について、審査会に毎年度報告をすること。2つ目、協定書の目的を十分認識した上で運用することの2点がありました。

そこで、協定書の案となります。これまでの経過の中で、以前協議会でお示しした協定書案からは主に2点について修正しております。

まず1点目、本協定書の趣旨を明確にするため、前文をつけさせていただきました。この中でいろいろ質問がありました協定書の締結の背景、それから健全育成という目的を示しました。

また、2点目としましては、第6条のところに相互連携による支援・指導のために提供する情報の内容という条文がございますけれども、今回は警察、学校をまとめて記述していたものを（1）警察から学校、（2）学校から警察と、分けて表記いたしました。これは、その前の第5条の相互連携を行う事案の条文、こちらが分けて書いてありますので、そちらに倣ってわかりやすい表記をしたほうが良いということから、このような形になりました。

以上が大きな修正点です。

今後、本定例会において議決をいただきますと、校長会を通じて各学校への周知、また保護者や市民への周知、さらには議会への報告も行う予定でございます。

なお、本協定書案ですけれども、本定例会に付議するに当たり、警察とあらかじめ内容の確認は行っておりますけれども、あくまで両者による協定締結となることから、条文の文言の軽微な修正が発生する可能性もございますので、その点はご了承いただければと考えております。以上です。

○青 蔭
委員長

ただいま細部説明がございましたが、大和市個人情報審査会から答申が出ておりますので、それに基づきまして文言整理、また今日中まででございますので、それに関しまして、ご意見のお願いを申し上げます。

○森 山
委 員

この件については何回も議論をしてきましたから、こういう格好でまとまったということで、それはそれでよろしいのではないかと考えてお

ります。

ただし、個人情報保護審査会の答申の中にもあるように、審査会では若干の懸念を持ちつつ、現状を鑑みたときに、この協定でいだろうということになっています。懸念されておるだろうなという表現は、「必要最小限の範囲で情報の収集及び提供に努めてください」という附帯条件がついておりますので、その辺の趣旨を踏まえてください。

以前も申し上げましたが、警察との協定書はこれでいいのですが、学校の中でこの運用についての考え方に混乱がないように、プロセスその他を含めて、きちんとした展開が教育委員会の方からなされるようお願いをしたいと思います。その点については、若干議論をしておりますから、あれがきっちり運用されるようお願いをしたいというのが私の要望であります。

○石川
委員

こういうふうなお話をいただいて、このような情報提供はやむを得ないと私は思ったわけですが、ただ、ここの8条の秘密の保持というところで、1年を期限として廃棄するものとする。それから、収集した情報は提供してはならないと、これは条文で書いてありますが、経過をどこかで確認をするなど、何かそういったものがあってもいいのかと思います。それぐらい、要するに情報に関しては、きちんと取り扱った方がいいのではないかという部分もあると思いますが、その辺りはどうなのでしょう。

○西山
指導室長

この秘密の保持につきましては、運用の部分で審査会の方にもご報告するということもあり、当然教育委員会の方にも何件あって、このような形で行われたという報告をしたいと思えますし、その報告の際に、我々も内容について吟味をしていきます。

最初に学校から上げることについては、私ども必ず教育長の決裁をいただくということが一つ条件になっていると思います。そこが基準になると思います。また、その後の運用についても、報告の部分で検証していきたいと思っております。

○滝澤
教育長

あくまでも、これは個人情報の保護という、重いものを背負っていて、なおかつ、これは学校の教育的な配慮だけでは、今の子どもを守るのが難しい。また、子どもの健全育成という面でも、家庭の教育力が落ちているということになりますと、一番被害を受けるのは子どもです。その子ども達を健全育成の方向に、様々な機関と連携を図りながら進めていくという基本的な考え方があります。したがって、警察との連携というのは大事になると思いますが、その前に学校の方での指導の部分を相当していかなければならない。

個人情報取り扱いについても、相当シビアに指導をしながら、警察、教育委員会、学校、その辺りの個人情報の対応について、きちんと指導をし、しかも、その後漏れたりすることがないように対応を、具体的な指導の場面の中でできるよう、検討して、各学校に発信していく。

基本的には、学校と教育委員会が車の両輪のように、その事案については取り組んでいくという、そういう形があらうかと思いますので、附帯意見に沿った対応をお願いするということです。

○青 蔭
委員長 細部にわたって、教育長から学校にメッセージがたって、学校のほうでご検討いただきたいと念じております。

ほかにございますでしょうか。

(「ございません」の声)

○青 蔭
委員長 ほかにないようでございますので、質疑を終結いたします。
これより議案第7号について採決いたします。

本件の原案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭
委員長 異議なしということですので、議案第7号は可決いたしました。

◎その他

○青 蔭
委員長 それでは、その他に続いてまいります。
各課より、お願いいたします。まずは西山指導室長。

○西 山
指導室長 「教育課程検討プロジェクト報告」につきましてご報告します。
昨年の教育委員会3月定例会におきまして、その趣旨と大まかな内容についてご説明をいたしました。その後の動きについてご報告が大変遅れましたことを、まずはお詫び申し上げます。

それでは、資料をご覧ください。

まずは、本プロジェクトを立ち上げた背景についてご説明します。

新学習指導要領資料を見ていただいて、(1)に書いてありますように、新学習指導要領への対応というのがまず1点挙げられます。「生きる力」という理念の共有、それから学力の3要素、確かな学力、それから豊かな心や健やかな体の育成、こういったポイントをもって改訂されました。こういう趣旨を生かすため、授業時数が大幅に増加されました。これは、以前の週6日制のときの教育課程とほぼ同じ内容、これを現状週5日制の中で実施するというものです。

2番としまして、学校が抱えている教育課程編成上の課題として幾つかございます。指導時間が委員会、クラブ活動、部活動、そういったも

のが指導する時間が減ってきている。それから、余剰時間が減少する中、インフルエンザなど、昨年度学級閉鎖等ありましたけれども、こういったものも対応を考えなければいけない。

それから、今後さらに授業時数の増加が伴うということで、子ども達の負担が増していくのではないかとということで、まとめますと、授業時数の確保が急務であるというところと、もう一つゆとりと充実感のある学校生活を創出することが本当の意味での学習指導要領の趣旨を生かすということになるということで、これらが背景になっております。

以上のように、授業時数が大幅に増加する一方、ゆとりと充実感のある学校生活が求められていることから、市全体としまして、教育課程の枠組みについて、何らかの改善が必要な状況となっております。

次に、プロジェクトチームですけれども、目的はここに書いてありますように、指導要領の全面実施に向けて、大和市立小中学校における教育課程のあり方を検討するために設置をいたしました。

検討事項としましては、ここに書いてある4つが考えております。

組織は、こちらも見えていただくように校長会、教頭会、教務担当教員、それと私ども事務局として指導室では2名、室長と主任指導主事がやりました。合計で17名会議を行っています。

経過ですけれども、プロジェクト検討は全7回、このような形で行いました。それで、以上のような検討を経て、次のような方向性がプロジェクト会議として最終的にまとまりました。

1つが長期休業日を縮減し、年間授業日数を増すことにより、年間の総授業時数を確保していくということであります。文部科学省のほうは、週5日制のまま大幅に授業時数を増やすために、1週間当たりの授業時数、つまり時間割ですけれども、こちらを増加することで対応するとしております。具体的には、平成21年度から小学校の全学年でそれぞれ週当たり1時間ずつそれまでよりも増えました。さらに、平成23年度の小学校全面実施では、今度は1年生、2年生でこの4月から週当たり1時間増えます。24年度中学校の全面実施に合わせて中学校では1年生から3年生まで全て1時間ずつ増加することになります。

このように、今後小学校低学年及び中学校の全学年で今年度よりさらに午後の授業時間が増えますと、子ども達にとって大きな負担となるとともに、放課後の時間に委員会活動などを実施することが難しくなり、学校運営上も大きな支障を来すことが予想されます。

そこで、本市としましては、1週間の時間割はこれ以上増やさないかわりに、長期休業日を今年度より6日間縮減することで、年間の総授業

時数を確保することといたしました。具体的には、夏季休業日のうち、8月後半の4日間を縮減いたします。秋季休業日については2日間ありましたものを1日間とします。開校記念日、これまではお休みでしたが、これを授業日といたします。このことにより、今年は小学校では夏については8月26日から授業が開始となりまして、秋については10月12日から後期の授業が始まることとなります。

なお、中学校につきましては、学習指導要領全面実施に合わせますので、平成24年度からの実施を予定しております。

本プロジェクトにつきましては、事務局案の説明及び意見聴取はここに書いてあるとおりに行っております。

今後につきましては、本プロジェクトの内容を最終的な決定とするため、学校管理運営規則の改正のご審議を2月の臨時会でお願いする予定でございます。報告は以上です。

○青 蔭
委員長

ありがとうございました。

ご意見ございますか。石川委員。

○石 川
委 員

中学校と小学校が1年ずれるということは、これは指導要領の実施時期の問題があると思いますが、現実問題として、小学校の子どもが8月26日に、「今日から学校だよ」と言って、中学生がまだ学校ではないという年が1年あるわけですね。その辺で親御さんの方の対応とか、そういうのが1つどうなのか。かなりクレームが出てくるのではないかとというのが1つあります。

それから、実際、年間授業時数6日間増加することによって、実質どれぐらいのゆとりというか、時間ができると試算されているか。給食の関係についても、給食は基本的に年185日となっていますので、その日数の増加などを考えないで、実質どれほど授業時間が増え、ゆとりが出るのかが少し疑問です。

○西 山
指導室長

まず1点目の件です。確かに、プロジェクトの中でも同時にやるのがいいのではないかと、中学校も前倒しをしてやる方がいいのではないかと、という意見も出ました。ただし、中学校の方はまだ新しい教科書も来ていません。今年採択していただくということもありまして、また移行期間の中でもあるということもありますので、ずらして行うということでまとまりました。

ご心配の点ですが、今年はカレンダーを見ますと、8月26日が金曜日です。27、28日が土日と。そして、29日、月曜日1日ございますが、中学校も30日から始まりますので、全ての学校が可能かわかりませんが、26日を中学校長会にはお願いをして、全校登校日に

していただく。そうしますと、26日は小・中登校する日。29日は当然1日お休みになってしまいますけれども、そのあたりで少し中学校にもご協力をお願いしていただきながら、できるだけ小・中の隔たりがないような形でお願いをしているところでございます。

それから、実質上の時間数の確保ということですが、6日間で年間の35時間を確保できるのかというご質問だと思います。35時間ということは35週ということですが、年間カレンダーの中で計算しますと、四十一、二週ぐらいあります。そのうち、行事等で2週間分とられたとしても、少なくとも37週、38週ぐらいは授業を行うことが可能となっております。学校からの報告も各学校とも、特に低学年のほうは40時間、50時間等の余剰時間もありますので、35時間分の授業については6日間で確保できると見ております。

なお、給食の日数には問題があります。ただ、給食日数の増加というのは手順を踏んで、保護者のご理解もいただかなければいけないので、23年度につきましては少し工夫が難しいですけれども、24年度に向けまして、給食の日数もこの6日間も、なるべく午後の時間も確保できるような形で保健給食課と連携をしながら行っていきたいと考えております。以上です。

○石川
委員

そうすると、大体この6日間は、今は平均して1日4時限確保するというふうに考えていられるということでしょうか。

○西山
指導室長

お弁当を持ってこさせるというような学校も多分あると思いますけれども、そのあたりは学校に任せています。

○滝澤
教育長

私は6日間、もう少し日数を増やせないかという個人的な考え方を持っています。

また、今西山室長が話ししたように、給食の問題が一つあります。

これは、保護者、市民の方たちの意見を参考にしながら来年度に検討して、さらに増加を目指して欲しい。給食の問題は、値上げの問題も含めて考えていかなければいけないような気もしますので、方向性としてはこれでいいのかと思います。

ただし、時間が4時間ということだと、日数を増やしたにもかかわらず、余り効果がないような感じにはしたくないという気持ちもあります。

プロジェクトのメンバーの中では、この解決の方法について、子ども達が1週間の生活単位の中で、あまりリズムを変えずに、新指導要領に対応した学習の充実の方向にそった時数確保ができるという意見がありました。

ちなみに、県央教育事務所管内では、あまりこういうスタイルがありません。大和市が対応していったという部分がありますので、今後は実践をしてみて、必要があれば再度プロジェクトを開いて検討していくという。今後、また課題が出たら解決していくという方向性も僕は持っていた方がいいかと思っております。

○石川
委員

要するに、夏休みというのは、かなり前から、7月20日から8月31日までというのが大体。ここで結局削減するという、縮減するということは、かなり大きな方向転換だろうと思うわけです。今教育長がおっしゃられたように、近隣の市では、まだと言ったほうがいいと思いますけれども、ほとんどやっていないというところで、そこで大和市が踏み出したということは、ゆとりと授業確保、子ども達のゆとりをどう考えるか。それから、授業確保をどう考えるかという狭間の中でそういうふうな形に落ちついたのだろうと思うわけです。だから、教育長はもっと多くしたほうがいいのではないかというご意見もありましたが、この程度の中でできれば、給食とか、そういうことを考えた上でゆとりと授業確保の問題、それからあといわゆる夏休みの意味の問題といったことも含めた上で何かうまく運用していくことがベターではないのかと思います。

○青蔭
委員長

ただいまご意見が出ましたので、まとめていただき、また報告をお願いしたいと思いますので、お願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。

(「何もありません」の声)

○青蔭
委員長

続きまして、「文化関係団体」のこと、北島文化振興課長、よろしくお願いいたします。

○北島
文化振興
課長

「文化関係団体への補助金の見直しについて」ということで、内容につきましては、昨日社会教育委員会議がございまして、そちらで一応了承いただいたので、本日報告を差し上げるものでございます。

社会教育関係団体への補助、支援につきましては、社会教育法に基づき、大和市社会教育関係団体等補助金交付要綱というものを制定し、補助金を交付してきました。対象事業と補助額の欄にあるように、現在のところ、社会教育関係団体としては、1番目のPTA、それから2つ目として大和市文化連盟、3つ目として大和市合唱連盟という3団体に対して補助金を今年度も交付をしております。ただ、来年度の予算編成の中でいろいろ検討した中で、2番と3番、文化連盟と合唱連盟については補助金をここで終了させていただくことになりました。

変更の理由は、特に文化連盟につきましては、かなり古く、今年創立

55周年を迎えるという団体ですが、昭和30年代から補助金で支援してきたという経緯がございます。

しかし、昭和30年代当時は文化連盟が代表的な団体で市の文化振興を担っていただいていたという経緯がございまして、その後補助金を出してきたわけですけれども、ここでもう団体も増えてきたということ、それから活動がかなり多様化しており、支出をする根拠がかなり薄れてきたということで、要綱を改正して、文化連盟と合唱連盟への補助金は今年度をもって終了するというところでございます。

P T Aについては引き続き支援をしていくということでございます。

なお、現在大和市文化芸術振興基本計画をつくっており、今後は特定の団体ということではなく、事業に対して、例えば子どもの文化芸術活動を行うといった事業を担っていただく団体に対して、支援をしていくというような形にしようかと思っております。

とりあえず、23年度については一度リセットをさせていただいて、24年度以降、もう一度検討をして、改めて補助金について考えていきたいと考えております。以上です。

○青 蔭
委員長

ありがとうございました。

ただいまご説明がございましたが、ご意見、質疑がございましたら、よろしくお願いいいたします。教育長。

○滝 澤
教育長

文化連盟と合唱連盟を来年から廃止していくとありますが、いずれにしても、歴史があるということですが、今説明にもありましたが、文化芸術的な事業が衰退しないように、とにかく一つ一つの事業が今まで以上に活性化していくような形の中で対応を考えていただきたいなという、そういう個人的な意見を持っております。

そのため、こういう団体にどうというよりも、事業が活性化していくという方向へ税財源を有効活用していただけたら大変ありがたいと思っております。以上です。

○青 蔭
委員長

ありがとうございました。

ほかの委員の方々、ございますか。

(「ありません」の声)

○青 蔭
委員長

続きまして、「平成22年度子ども図書活動推進講座」につきまして、井上図書館長、お願いいいたします。

○井 上
図書館長

これは12月の定例会で開催の報告をした事業の結果の報告でございます。

開催日時は、2月6日、2時から4時までで開催いたしました。場所については、図書館の3階のところでございます。

参加者については、26名でございました。定員20名の中で26名の参加ということでございます。内訳については、中学生、高校生、一般の方に参加いただいております。

テーマについては、「すてきな本とであう方法」で、～好きな本について話そう！～というサブタイトルをつけてございます。

講師につきましては梨屋アリエさん、ヤングアダルトの作家ということで、小・中、中学校、高校世代向けの作品を手がけている作家です。

内容につきましては、一部で梨屋アリエさんの講演、これはパワーポイントを使いまして、いろいろと講演いただいております。二部につきましてはワークショップということで、参加する中高生が好きな本を持ち寄って、それを紹介していただくということで企画をしました。

7番目の主な感想ということですが、参加者は車座になって、各自のお薦めの本を紹介したということで、いろいろな本と出会えておもしろかった。これを機会にもっと本を読みたいと思った。2点目、本を紹介するときに緊張したけれども、楽しかった。また3点目としまして、作家さんに会う機会はめったにないのでよかったなど、代表的な感想を述べさせていただきます。

この講座につきましては、12月の中旬から各学校等にパンフレットをお配りして、1月15日から募集したのですが、一向に集まらずに、各中学校の校長、学校図書館の先生、また学校司書のボランティアの方お一人お一人に個別に当たっていただいて集まっていたというようにございます。ただ、結果としては非常によかったと評価しております。

なかなかこういった中学生、高校生を対象にした読書活動推進の機会がないもので、こういった効果のいい、反響のよい事業については、引き続き実施をしていきたいと思っておりますけれども、時期的なものとしては受験にかかってしまったので反省している点もございます。そういったものも検証しつつ、引き続き来年度も取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○青 蔭
委員長

ご報告ありがとうございました。

ただいまご報告がございましたが、何か質疑ございますか。

事務局からほかにないですか。

委員の方からほかに何かございますか。

特にないようでしたら、3月の会議日程をお知らせします。

3月の定例会は、3月23日水曜日、午前10時からを予定しております。

その前に、2月21日月曜日10時から臨時会を予定しております。

◎閉 会

○青 蔭
委員長

以上で本日の日程は全て終了いたします。

これにて教育委員会2月定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時32分

上記会議の顛末を証記し、その相違ないことを証し署名する。

平成23年2月9日

署名委員

署名委員

書 記

書 記